

「『租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて』の一部改正について」
(法令解釈通達)の概要

租税特別措置法通達については、所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号)等の施行により、租税特別措置法等の改正が行われたことに伴い、次のとおり改正するものです。

1 利子所得の分離課税等(措法第3条)の改正に伴う整備

対象者等が特定法人公社債に係る債務の不履行により実質的に損失を受けないと認められる場合に当たるかどうかの判定については契約の内容その他の状況を踏まえて判断することを明らかにするなど所要の整備を行う(措通(所)3-2等)。

2 事業所得等の特例(措法第10条等)の改正に伴う整備

事業所得等の特例の改正に伴い、租税特別措置法通達(法人税関係)の取扱いに準じた所要の整備を行う(措通(所)10・10の2-1等)。

3 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(措法第41条)の改正に伴う整備

居住用家屋等の建築をする土地の全部が災害危険区域等外にあるかどうかの判定については、建築確認を受けた時において居住用家屋等の建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積に係る部分(当該居住用家屋等に含まれない自動車車庫、倉庫等の附属建築物に係る建築面積に係る部分を除く。)が災害危険区域等外にあるかどうかにより判定することを明らかにするなど所要の整備を行う(措通(所)41-29の5等)。

4 その他所要の整備

上記のほか、所要の整備を行う。